ハ　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第六十五条の七第三号において同じ。）

ホ　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

五　学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者

六　その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

第六十一条の五　免許法第九条の二第五項の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一　心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上の病気休暇（九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

二　地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となつていること。

三　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。

四　外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。

五　大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状をいう。）を有している者に限る。）。

六　教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了の日までの期間が二年二月未満であること。

七　前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

第六十一条の六　免許管理者は、免許法第九条の二第五項に規定する相当の期間を定めるに当たつては、免許法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができない場合並びに前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事由による場合にあつては、当該事由がなくなつた日から起算して二年二月を超えない範囲内で、同条第六号に掲げる事由による場合にあつては、教育職員として任命され、又は雇用された日から起算して二年二月を超えない範囲内で定めなければならない。

第六十一条の七　免許法第九条の二第一項に規定する申請は、当該申請に係る普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までにしなければならない。

第六十一条の八　前条の申請をしようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条各号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。

一　教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者　教諭を対象とする免許状更新講習